

令和4年度福島県立高等学校入学者選抜後期選抜募集要項

福島県立石川高等学校
〒963-7845 福島県石川郡石川町字高田 200-1
電話 (0247) 26-1656

1 対象学科及び募集定員

課 程	学 科	募 集 定 員
全 日 制	普 通 科	(1) 前期選抜により定員を充足しない場合、後期選抜を実施する。 (2) 募集定員は、80名から前期選抜の合格者数を除いた数とする。

2 出願資格

本校の後期選抜に出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和4年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出願方法及び提出書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して次の書類を提出する。

- ① 入学願書(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式統一2号の1により、県教育委員会において作成したもの)
- ② 令和4年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通1号)
- ③ 受験票用紙(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式統一2号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの)
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式統一2号の3により県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- ⑤ 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式統一1号の3又は統一3号の3)を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長へ問い合わせる。

5 出願期間

- (1) 出願期間は、令和4年3月15日（火）から3月16日（水）までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和4年3月16日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 自己申告書の提出

- (1) 中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。
提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
- (2) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長宛親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (3) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は自己申告書受領書を交付する。
- (4) 提出期間は、令和4年3月15日（火）から3月18日（金）までとする。
郵送の場合には、3月18日（金）必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

7 県外等からの出願

県外等から出願をする場合は、事前に中学校長を通して本校校長に問い合わせる。

8 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際に、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者のみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

9 出願先変更

志願者は、令和4年3月17日（木）に、1回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (1) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式後期2号の2）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
 - ② 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことがある。
- (2) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通7号)を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通7号)を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 選抜方法・選抜資料

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書
「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計190点満点とする。
- (2) 面接
個人面接を実施し、多面的・多元的に評価する。その評価については段階評価とする。
- (3) 小論文
あるテーマについて自分の考えをまとめる小論文とする。その評価については、点数化し、70点満点とする。

12 面接等の日時及び会場

- (1) 日 時 令和4年3月22日(火)
- (2) 場 所 福島県立石川高等学校
- (3) 携行品 受験票を必ず持参すること。上履き、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴムを持参すること。
ただし、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は入試会場に持ち込まないこと。
- (4) 日 程

① 受付	午前 8時20分	～	午前 8時30分
② 諸連絡	午前 8時35分	～	午前 8時45分
③ 小論文	午前 9時00分	～	午前10時00分
④ 面接	午前10時20分	～	(個人面接)

13 合格者発表

- (1) 令和4年3月23日(水)午後3時以降に、本校において発表する。
- (2) 合格者は、合格発表後、午後4時までに受験票と引き替えに合格通知書の交付を受ける。
また、合格発表に関する電話による問い合わせには応じない。
- (3) 合格者に対するオリエンテーションは、令和4年3月24日(木)午前9時20分より本校において実施する予定である。合格者は保護者同伴で出席すること。
- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

14 その他

- (1) 後期選抜を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者は、新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程に出願することができる。
- (2) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) その他、不明な事柄が生じた場合は、中学校長を通して本校校長へ問い合わせる。